随時記者発表

タイトル	水痘の流行について					
区分等	発表 資料配付 6月17日(月) 15時00分 説明者					
配付資料	別紙のとおり					
発表要旨	静内保健所管内で水痘が流行していることから、警報を発令しますのでお知らせします。					
	<水痘予防のポイント> 1 水痘の原因病原体である水痘-帯状疱疹ウイルスは飛沫核感 染(空気感染)するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防 法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっ ており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げる と考えられています。 2 学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる(痂皮化)まで出席停止と定められています。					
報道に当たっ てのお願い	住民に対し、上記記載の水痘予防のポイントの周知及び手洗い、うがい、咳(せき)エチケットの励行、マスクの着用、十分な栄養と休養をとり体の抵抗力をつけるなど一般的な感染症予防の呼びかけをお願いします。					
担当	北海道日高振興局保健環境部保健行政室(北海道静内保健所) 健康推進課長 弓野 壽子 電話 0146-42-0251					

水痘の流行について (警報)

令和元年6月17日(月)15時

北海道静内保健所

電 話:0146-42-0251

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年第22週(令和元年5月27日~令和元年6月2日)及び第23週(令和元年6月3日~令和元年6月9日)において、静内保健所管内の定点医療機関あたりの水痘患者報告数は、警報基準である1定点医療機関当たり2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、静内保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

1 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘-帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染(空気感染)するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる(痂皮化)まで出席停止と定められています。

2 水痘とは

水痘は、水痘-帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって(痂皮化)治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

3 その他

(1)最近5週における定点医療機関からの水痘患者報告状況

(表示は、「報告数(患者/定点)」単位:人)

	第23週	第22週	第21週	第20週	第19週
	$(6/3\sim 6/9)$	$(5/27\sim6/2)$	$(5/20\sim5/26)$	$(5/13\sim5/19)$	$(5/6\sim5/12)$
静内保健所	4 (2.00)	5 (2.50)	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
全 道	74 (0.53)	36 (0.26)	67 (0.48)	38 (0.27)	64 (0.46)
全 国	1, 421 (0. 45)	1, 137 (0. 36)	1,420 (0.45)	954 (0.30)	1,542 (0.49)

※第23週の患者報告数は確定値。

第22週までは、北海道感染症情報センター公表のデータによる。

(URL: http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html)

(2) 水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<水痘の注意報・警報レベル>

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数 (人)	1	2	1